



教員養成の中の政治学：
シティズンシップ教育論を手掛かりに

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2014-03-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 西村, 邦行 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00006220

教員養成の中の政治学

シティズンシップ教育論を手掛かりに

西村 邦行

北海道教育大学旭川校政治学研究室

Political Studies for Prospective Teachers

Insights from the Discourses of Citizenship Education

NISHIMURA Kuniyuki

Department of Politics, Asahikawa Campus, Hokkaido University of Education

概 要

一定の画一性を要求する高校までの教育と、既存の知への懐疑を始点にする大学での学問とは、通常考えられている以上に折り合いが悪い。他方で、教員養成という文脈においては、教育内容面での高大のつながりを意識の外に置き、論理的思考力や判断力の育成にのみ傾注する教養主義的な逃げ道も、安易には採りえない。政治学の場合、こうした困難をどのように捉え、高校までの公民教育とのあいだのどこに接点を見いだせばよいのか。このような問題意識を基に、本稿では、教員養成課程での政治学教育のあり方について一つの試論を展開した。特にB・クリックの議論を手掛かりとして、教員養成の中でのシティズンシップ教育論の応用可能性およびその限界を検討した。

はじめに

日本の大学では、この10年ほど、全入時代の到来が言われ、教育の質の低下に対する多くの懸念が表明されてきた。ただ、仮にこうした具体的な事情はさておいても、少なくとも現代の教育制度を前提にするならば、大学で学問を教えることには——そもそも学問というものが教えられうる何かであるとして——困難が存するようと思われる。というのも、学習指導要領と検定教科書に基づく高等学校までの教育では、標準化された知識を伝達することが一つの制度的・社会的な要請となっているとして、他方、その先にあるはずの大学で行われているのは、既存の知への懐疑を出発点とする研究活動だからである。その目を向けている角度からして、両者は異なっていると言える。

確かに、このような対比は多分に図式的ではある。知識の伝達と自立した思考とは常に背反するわけではない。思考の幅を広げ深める上でも知識が必要となることは少なくないであろうし、知識の獲得を通じて思考が促される場面も同様に存在するであろう。しかし、例えば社会科諸科目について、高校までの学習が暗記に偏っているとといったことは、実際に言われ続けてきているところである。あるいは近年、義務教育課程全体を通じた思考力・判断力・表現力の育成が改めて唱えられているのも、知識伝達型の教育においてそうした目的が達成されてこなかったことの裏返しと捉えうるであろう。そうした能力の涵養は、今日でも、伝統的な教科の外において、具体的には「総合的な学習の時間」などで行われていることの方が、依然として多いのではないだろうか。

小・中・高校と大学とのあいだに見られる基本目的の上での齟齬は、教科書の叙述というより可視的なものにも投影されうる。つまるところ、ある時点で新しいと目される研究成果が小・中・高校の教科書に反映されるのは、その成果が研究者らの間で一定の共通理解となり、批判され修正されていく位置に据えられるほどの時間を経てからのことであろう。そこには、埋めがたい溝が、ほとんど必然的に生じてしまう。例えば社会科の歴史分野において、この問題は随所に見て取ることができるであろう。

加えて、大学における研究の成果は、細かな事実の発見といった次元に止まるとは限らない。真に注目に値する成果というのは、それほど頻繁に現れるわけではなく、むしろかなり稀にしか見られないものであるにせよにせよ、往々にして、思考枠組みの基礎に関わるものであろう。だとすれば、大学での研究成果をめぐる上のような時間差を考えた場合、同じ名称の教科であっても、高校までと大学とで前提とするところが異なるということすらありえてしまう。実際のところ、個々の学問にとって、その対象としているものがそもそも何であるかというのは、それら学問の前提ではなく帰結であり、分からないものであるからこそ探究が試みられているはずである。

政治教育についても、高校までの公民科目と大学における政治学との距離は、しばしば指摘されてきた。¹ その大半が法的に規定された統治体制の概説である高校までの政治教育は、同じ体制・制度を原理的な次元にまで降りて扱う憲法学・国法学とも異なる。ましてや、それら法律諸学から自律していく形で政治の過程へ視線を転じてきた現代政治学の主流とはおろか、そもそも政治とは何かを問う政治思想史のような分野とはより大きな隔りがある。

この状況に鑑みて、大学の政治学教員として採りうる選択肢にはどのようなものがあるだろうか。一つ穏当と言えるのは、次のような選択肢であろう。つまり、学生が高校までに得る法制度の理解を純然たる知識面の前提と見て、大学の政治過程論はその上で展開される動態の分析と位置づけるというのがそれである。ここでは、さらに、歴史的および思想的な視野の補完という視点から、政治史と政治思想史をそれぞれ意味づけることも可能である。現代日本の——研究者の養成を課題とはしない——大半の大学において、法学部に設置されている諸講座の編成は、概ねこのような観点から正当化しうるものと思われる。

ただ、この方策にしても、高校までの公民教育と大学における政治学とのあいだを繋いでいるのは、いくつかがごく基礎的な事実に関する知識のみであろう。結局のところ、高校までの学習は前提に過ぎないのであり、大学における政治学とは別物である。このことは、教員養成課程における政治学の困難を示している。そして、次のような疑問を出来せしめる——高校までの公民教育を行う人材が、なぜ大学で政治学を修めなければいけないのか。

ここにおいて、政治学の教科専門教員としては、ある種の教養主義的な逃げ道を選ぶことも考えられよう。つまりは、政治を公民教育の一環で扱うということそれ自体について考えるような、原理的な思考を重視す

1 実際、この点を意識した大学生向けの教科書も出版されている。例えば、荻部直『政治学』（岩波書店、2011年）。

る路線がそれである。政治とは何か、社会の中で政治はどのような位置を占めるのかといった問いが、そこでの根幹を成すこととなる。

しかし、これもまた、高校までの公民教育と政治学との関連付けを最初から放棄するという策である。例えば、政治が文学や宗教とどう違うのかを考える上で、国会の制度に関する知識などはほとんど役に立たない。その点、政治を原理的に考えるという観点からは魅力的なこの案も、とりわけ実学——と名指される何か——を重視する今日の風潮にあっては、良識を欠くという非難を免れそうにないし、政治学の必要性それ自体を担保するものではやはりない。大学教育の意義を判断力や論理的思考力に求める姿勢全般に投げかけうる問いではあるが、そうした能力を育成するための素材はなぜこれであってあれでないのか。政治学を通じてそうした能力を磨くことについては、市民的資質の育成との関連から理屈を付けることも可能ではある。しかし、それでも例えばなぜ、法律学ではいけないのか。

こうして教員養成課程において政治学に何らかの意義を見いだそうとするならば、公的な制度に関する即物的な知識の伝達と公共心を持った人格の陶冶という、相補的に見えてしかし実践的には対立しうる二つの事柄を、どこかで意識的に接続する必要があるものと考えられる。この問題構造を背景として、本稿では、教員養成課程における政治学教育について、一つの試論を展開してみたい。

その際、一つの手掛かりとして、シティズンシップ教育論を軸に据える。近年盛んに取り上げられているところのシティズンシップ教育論が目指しているのは、上の二つの路線で言うと、概して後者に近いものである。文字通り、市民としての資質を磨き、社会について自ら積極的に判断を下す人材の育成がその基本的な目標である。そして、その中では、前者のような知識伝達型の教育はかなりの程度まで批判の俎上に載せられてきた。他方、先述のような事情から、教員養成課程においては、こうした型の教育も軽々に捨て去ってしまうことはできない。このある種の板挟みの中で、シティズンシップ教育論の応用可能性と限界とを明らかにし、教員養成という文脈でのその意義を画定しようというのが、本稿の趣旨である。

議論の流れは次の通りである。まず次節では、シティズンシップ教育論に関する先行研究の状況を祖述する。その上で、続く節では、特にB・クリックの議論に絞って、その示唆を整理する。そこから、教員養成大学における政治学教育について、より具体的な次元で考察を行う。最後に、全体として得られた知見を取りまとめる。

1 本稿の企図

シティズンシップ教育をめぐる研究は、昨今、着実に数を増してきており、教育学ばかりでなく、人文社会科学の諸領域において関心の高まりが見られる。² 其中では、義務教育課程におけるカリキュラム改革のあり方から、教育機関外における能動的市民の育成の手法までが、盛んに取り上げられてきた。シティズンシップ教育について論ずるにあたり、本節では、こうした議論の現状と背景を簡単に整理し、それとの関係の下で本稿の射程を明らかにしておきたい。

まずはシティズンシップという言葉自体の意味するところから始めるべきであろう。そもそもこの概念は、現代において必ずしも革新的な意味を持つものではない。実のところ、言葉そのものすらも新しいものとは言えない。系譜的に言えば、古代ギリシアのポリスの住民たちから、フランス革命期のブルジョワジー (bourgeoisie) に対比された意味でのシトワイヤン (citoyen) たちまでがこの語の背景には潜んでいよう。³

2 各分野に関わる議論の概観としては、例えば、シティズンシップ研究会(編)『シティズンシップの教育学』(晃洋書房, 2006年)。

3 市民概念の系譜については、差し当たって、的射場敬一「市民」古賀敬太(編)『政治概念の歴史的展開 第四巻』(晃洋書房, 2011年), 35頁~68頁。

その点からもうかがわれるように、少なくとも近代以降の歴史において、シティズンシップは民主主義と固く結びついた言葉である。日本の場合だけを見ても、アメリカの占領下で民主主義の導入が進められた戦後直後において既に、『市民性訓練と学習指導』といった、シティズンシップの訳語を題に冠した書が現れている。⁴ 実際、戦後日本の社会科教育において、いわゆる公民的資質の育成は、その意味内容を微妙に変化させてきたとはいえ、ともあれ一つの目標をなし続けてきたわけである。⁵

そして、先の書名に見られる市民性「訓練」という用法からして、市民であることとは、日本でも——あるいは、軍国主義を経た日本であるからこそより強く——戦後当初から、精神的態度に関わる問題として認識されていた。丸山眞男や清水幾太郎など、戦後を代表する社会学者たちが民主主義について論じたとき、そこで争点を成していたのは、周知のとおり、近代的主体の確立という思想的な問題であった。実に、当時文部省が主導して作成した民主主義に関する教科書にしても、冒頭、この体制が「単なる政治のやり方」ではなく「みんなの心の中にある」ものだと説いている。⁶

ひるがえって、現代、シティズンシップ教育論が隆盛を極めているのも、一つには、民主主義に代替する合理的な政治体制がほとんど見当たらない中であって、しかしその民主主義を支える主体のあり方には一定の問題が広く看取されるという、同時代的な事情を受けてのことと考えられる。一方には、公共心の衰退と政治的無関心の高まりがこの背景を成していよう。⁷ 産業社会の発展に伴い実現される平等な社会が、その同じ産業社会の発展によって平準化された個の集合に貶められる危険性は、つとに指摘されてきたとして、今日の先進国における国政選挙での投票率の低さは、メディアの影響力の問題とも絡められながら特筆大書される場所である。⁸ また、他方においては、いわゆるグローバル化の動きがあろう。地域統合の進んだヨーロッパでは移民に関する様々な議論が交わされているが、アジア圏でも東アジア共同体の創設に向けた動きが見られるところであって、既に日本でも、インドネシア人看護師の受け入れといった形から、国境を超えた人の移動は可視的なものとなってきている。こうした移民政策の裏では、少子高齢化による社会政策の再編を視野に労働人口の補充が企図されているが、だとすれば、彼ら外国籍の人びとにどの程度の社会権を付与すべきかといった問題はやはり争点となりえるのであって、そのとき、既存の市民概念は動揺を被ることとなる。

こうした流れを受けて、近年、人文・社会科学の諸領域において、シティズンシップをめぐる数多くの論考が現れている。政治理論や社会思想の分野では、公共性の問題とグローバル化という上の二つの問題の内、特に後者に焦点を合わせた議論が主流であるように思われる。そこでは、W・キムリッカ、D・ミラー、N・フレイザーたちの政治理論からU・ベックらの社会学理論までを援用しつつ、排除、包摂、差異などをキーワードに近代国民国家の変容を論じた文献が数多く記されてきている。⁹ 他方、問題をより巨視的な観点から捉え、個人が共同体に関わる自発的契機は何かという思想的な問題について、シティズンシップ論の視

4 遠藤克己『市民性訓練と学習指導』（新制教育研究会、1949年）。

5 この公民的資質概念の変遷については、白井嘉一「〈日本社会科〉の目的・目標と「公民的資質」」『福島大学総合教育研究センター紀要』2号（2007年）、9頁～16頁。

6 文部省『民主主義（上）』（教育図書、1948年）、1頁。

7 政治的無関心に関する体系的な研究が現れてきていることは、この傾向の裏返しと言えよう。C・ヘイ『政治はなぜ嫌われるのか——民主主義の取り戻し方』（吉田徹訳、岩波書店、2012年）、G・ストーカー『政治をあきらめない理由——民主主義で世の中を変えるいくつかの方法』（山口二郎訳、岩波書店、2013年）。

8 現代民主主義の変容をメディア社会とグローバル化から論じたものとして、H. Kriesi et al., *Democracy in the Age of Globalization and Mediatization* (Palgrave, 2013)。

9 例えば、木前利秋ほか（編）『変容するシティズンシップ——境界をめぐる政治』（白澤社、2011年）。

角から考えるという型の論稿も認められる。¹⁰ こうした理論とも関連しつつ、教育とのつながりがより深いところでは、むしろミクロ的かつ実践的な次元に焦点を当て、地域社会の中での討議の在り方など、個々具体的な共同体の中で公共性の涵養を構想する規範的な議論も見られる。¹¹ あるいは、さらに狭い意味での教育に的を絞れば、国内外での実地調査なども踏まえた教科教育法的な議論も数を増してきていることが確認される。¹² 日本でも、2006年、東京都品川区において小中一貫教育を目指した「市民科」講座の設置が行われ、また、最新の学習指導要領でも「生きる力」の育成を目標に「見えない学力」の重要性が引き続き強調されているが、この現状に鑑みれば、こうした方法論上の議論は特に実践的な意味を含んでいると言えよう。

その上で、教育学の専門家でもなければ、政治学においてシティズンシップ教育論を主たる研究領域としてきたわけでもない筆者として、既に数多提出されている具体的施策に新たな貢献を加える用意はない。そこで、以下では、教員養成という固有の文脈に即して、しかしある程度まで原理的な問題にも触れつつ、シティズンシップ教育の応用可能性を考えてみたい。言い換えるならば、教員志望者を主たる対象として社会科の政治分野を講ずる上で、どのような内容をどのように扱うのかという教材開発面での論点およびその前提となる問題のみを、ここでは検討したい。このように射程を定めた上でこそ、教育学部における教科専門という立場からの考察も可能になると思われる。

この点で最良の手掛かりを提供してくれるのは、クリックの議論である。政治理論の観点から説かれたシティズンシップ教育論の中でも、学校教育の実践と直接に関係する立場から展開された彼の行論は、既述のような本稿の趣旨からして、特に意義深いものを含んでいる。¹³ 実際、シティズンシップ教育を論ずるにあたってしばしば言及されるイギリスのシティズンシップ科も、周知のように、ブレア政権時代の1998年、彼が議長を務めた諮問団の答申に基づいて設立されたものである。¹⁴ 以下では、クリックの議論を追う中で、教員養成教育におけるシティズンシップ教育についての主要な論点を別訣したい。¹⁵

10 差し当たって、藤原孝／山田竜作（編）『シティズンシップ論の射程』（日本経済評論社、2010年）。

11 篠原一（編）『討議デモクラシーの挑戦——ミニ・パブリックスが拓く新しい政治』（岩波書店、2012年）。

12 最近の一例として、日本社会科教育学会国際交流委員会（編）『新しい社会科像を求めて——東アジアにおけるシティズンシップ教育』（明治図書、2008年）。特に政治学からの研究としては、蓮見二郎「社会形成としてのシティズンシップ教育」『法政研究』79号（2012年）、684頁～706頁。

13 A・ガットマンなど、クリック以外の（主としてアメリカの）政治理論家の議論については、例えば、井之口智亮「政治的討議のためのシティズンシップ教育——個人の自立と他者への共感という概念を軸として」『早稲田政治公法研究』94号（2010年）、13頁～25頁。

14 クリック・レポートとも呼ばれるこの答申には、教員養成課程をめぐる提案も若干含まれているが、主として理念および制度設計に関わるもので、教科の具体的な内容や方法については触れられていない。シティズンシップ教育に関する諮問委員会（鈴木崇弘／由井一成訳）「シティズンシップのための教育と学校で民主主義を学ぶために」長沼豊／大久保正弘（編）『社会を変える教育 Citizenship Education——英国のシティズンシップ教育とクリック・レポートから』（キーステージ21、2012年）、159頁～161頁。

15 ただ、繰り返すように、本稿が目指すのは、あくまでシティズンシップ教育論の応用である。したがって、クリックの議論やその前提となる彼の思想的立場についての包括的な検討は控えることとし、次節の叙述もあくまで素描に止まるものである。クリックの提議が英国義務教育課程改革に与えた影響や、日本における彼の議論の適用可能性までを視野に入れた理論的・実践的な研究としては、特に次の二つの論文を参照。蓮見二郎「英国のシティズンシップ教育——経緯・現状・課題」『政治研究』55号（2008年）、63頁～92頁、平石耕「現代英国における「能動的シティズンシップ」の理念——D・G・グリーンとB・クリックを中心として」『政治思想研究』9号（2009年）、294頁～325頁。

2 B・クリックのシティズンシップ教育論

(1) 議論の概要

シティズンシップ教育を論ずるにあたって、クリックはまず、シティズンシップの意味から検討を開始する。¹⁶ 先に触れたある程度一般的な理解とも重なるが、彼によれば、この概念は、政治と倫理が強く交わっていた古代ギリシアの伝統にまで遡るものである。つまり、公的な領域への参画に善き生のあり方を見出し、そうして社会の中で自己を認識する主体のあり様が、その指示するところである。このような政治的動物としての人間は、単に教科書的な知識や理念を鵜呑みにして国家に従順であるような臣民とは区別される存在であり、能動的であることを一つの特徴とする。「健全な市民は法に従う一方で、悪法だと考える場合には、あるいは、もっとよくなりうると考える場合にすら、合法的手段によって法を改善する」(16頁、強調は原文)。

ここで核となっているのは、主体の判断力であるが、その育成にあたって、議会の手続きや法体系についての制度的な知識を伝授するという従来型の教育は役に立たない。そうした教育を真面目に享受しようとする子どもほど、規則のみを頭に詰め込み、自らの道徳的判断力を摩耗させて、規則以外のものには無関心になってしまうということすら起こりえる。公的な事柄に関する教育においては、政治がそもそも論争的な問題に関わる活動であることを受け止めた上で、答えのない対象について対話を行うというその技芸こそが伝えられなければならない。政治に関するこうした教育が小学校から高等学校までの過程で十分に行われてきていないことは、日本の大学で政治学を講じる人間にとっては、痛切に感じるところであろう。クリックが紹介している以下のような教育現場での経験は、本稿著者を含めた多くの政治学研究者にとって日常的と言ってもよいものと思われる(33頁)。

「では先生はどうお考えですか?」と、大学一年生に質問されたものである。そういうとき私は、慎重に言葉を選びながら、まず最初に、私の話は問題に決着をつけるためのものでは決してない、と手短かに説教をした。次に少々の皮肉を交えて、なぜ私の個人的意見が質問者にとって興味深いのかを尋ね、教師としての何がしかの権威を私に与えている技能は、主に出来の悪い議論や解答を暴露することであって、自分で正解を出せるという点で同様に自信満々なわけではない、と説明してやった。

多くの場合において単一の解答など存在せず、したがって多角的な視座が求められる社会科学全般を学ぶにあたって、ここに例示されている学生のような姿勢は致命的な問題を含んでいると言えるが、では、こうして答えを教えられることに慣れ、自身で判断を下すというところから最も遠い姿勢を回避するために、シティズンシップ教育の場面ではいかなる事柄がとりあげられるべきなのであろうか。この点について、クリックは端的に、「国民のために国家にしてほしい事柄と、してほしくない事柄、要するに願望と制限である」と答えている(40頁)。より具体的には、この一般的な問題の例示として現代史と時事問題がよき題材となるとしている。

今日、中学校の社会科や高等学校の公民を担当している教員の中にも、こうした題材をとりあげる教材開発に熱心な向きもあろう。ただ、そうして論争的な問題に切り込んでいったとしても、良心的な教師ほど、この意見もあればあの意見もあるといった中庸的なまとめを志向してしまうのではないだろうか。対して、

16 以下、括弧書きで頁番号のみを示して行っている引用は、全てクリックの次の書からのものである。B・クリック『シティズンシップ教育論——政治哲学と市民』(関口正司監訳、法政大学出版局、2011年)。

クリックは、そうした意味での寛容性にも懐疑的である。というのも、中立的に落としどころをつけるというのは、結局のところ、判断を避けるということであって、だとすれば、一種の思考停止に過ぎないからである。模擬討論という形でそうした擬似的な寛容性に触れた子どもたちは、現実の社会において事がそれほど簡単ではないことを知ったとき、公的な事柄に対してむしろ幻滅を抱いてしまうであろう。

この見方に対して、では生徒が偏見に染まってしまうことをいかにして回避すればよいのかという危惧もあろう。しかし、ここにこそ、クリックの議論の独自性があるとも言える。曰く、そもそも、〈中立的〉な制度を教えること自体にも危険は存在する。つまり、本来は論争の産物であるそれを当たり前のものであるとして認識することは、その時点である価値を無批判に受容してしまっているということである。その点、制度についての知識を伝達する場合であっても、そこには何かしら論争的なものが伏在している。「憲法は実際にはどう機能しているのか、どの問題を解決し、どの問題をもみ消し無視しているのか」という問題は実際に存在するのであるし、そういうことを知りたいとすら思わない「受け身の人間を望むのであれば、放置しておくだけで十分である」(62頁)。結局のところ、〈中立的〉な制度の学習に興味を示さない子どもたちが至りつくところは、ある種の冷笑的態度であって、そこにこそむしろ偏見の入り込む余地は大きい。「政治リテラシーが行動を促すのは当然で避けられない」(91頁)のであって、政治教育とは「衝突の吟味」(99頁)でもある。

したがって、クリックは、偏見それ自体を過敏に恐れることにこそ警戒を示す。「完全な刷り込み教育や極度の偏向は、おそらく、多くの人考える以上にまれである」(86頁)¹⁷。だとすれば、誰であれ何らかの意見を持ちやすいような身近さがあり、それだけ論争的足りうる素材をこそ取り上げるべきである。そこで論争が起こり得るならば、むしろ教育としては成功と言える。というのも、「価値と価値の間では本当の意味で対立があるとしても、偏見どうしは、ただすれ違うだけ」だからである(70頁)。実際、価値が多元化し、何が善であるかが一義的に決定されえない現代社会において、成長した子どもたちが出くわすのは、こうした論争のはずなのである。

(2) 方法と限界

以上、クリックの議論の基本的な流れについて、ごく大略的に確認した。まずは、前提として、政治が制度的に完結するものではなく、その上で行われる抗争的な過程であるとの認識が存在する。これを基礎とし

17 この認識に対しては、楽観的に過ぎるとの反応が容易に想像される。しかし、実際には、そうした批判を為す論者の方が前提において楽観的である。現代の諸思想が指摘してきたように、言葉は発話者の意図どおりに意味を伝達する道具ではなく、教師が啓蒙家として果たしうる役割は限られている。J・ランシエールなどは、教師が何かをより正確に伝達させられるほど、学び手はむしろ知性を鈍化させていくという可能性すら指摘している。J・ランシエール『無知な教師』(梶田裕／堀容子訳、法政大学出版局、2011年)。この関連で言うと、知識の伝達より論争への参加こそを教育と見る点でも、クリックの教育法は優れているところがある。ただ、この優位性もあくまで相対的なものではある。ランシエールの提起といくらか連続するところで、T・アドルノも次のように述べている。「教養は、自発的な努力と興味関心によってのみ得られるのであって、一般教養講座といった類のものであれ、講座を受ければ保障されるようなものではありません。それどころか実際には、教養は努力すればおのずと身につくなどということはけっしてなく、むしろ開かれた態度によって教養は身につけていきます。その態度は、耐えがたい決まり文句で言われるように、ひたすら勉強するという仕方では精神的なものに取り組むのではなく、精神的なものなら何でもそのまま受け入れ、これを生産的に自分の意識に取り入れることのできる能力を示しているのです」。T・アドルノ『自律への教育——講演およびヘルムート・ベッカーとの対話 1959～1969年』(原千史／小田智敏／柿木伸之訳、中央公論新社、2011年)、56頁。斬新というよりもむしろ素朴なこの見解と真摯に向き合うならば、個々の科目の教授者としての教師には大した意味はなく、あるいは社会工学的な手法による社会構造の改革の方が、本来教育の行うべきことを効果的に為しえてしまう可能性すらあるのかもしれない。

て、ではその過程を見るときになると、異なる意見や価値観の衝突が検討されねばならない。ここでは未熟な子どもたちが偏見に染まってしまう懸念もありうるが、実際に極度の偏見が生まれることはまれである。意見と意見とがすれ違うのではなくきちんとぶつかりあっているのであれば、そこにあるのは偏見と呼ぶべきものではない。そもそも個々人は、何らかの意見を有してこそ社会に参画していけるのであれば、そうした意見は排除するのではなくむしろ培うべきものである。

具体策としては、時事問題や現代史から、実際に何が争点でありどうぶつかりあっているのかを授業の受け手に考えさせるということが想定されている。それは結局、知識ではなく判断力を養うということである。「意味ある価値は、実体験か想像上の経験から生じなければならない。そうでなければ、丸暗記すべき一連のルールにすぎなくなってしまう」(176頁)。他方、そうした一連のルールは、全く重要でないというわけではないが、現実に行っている過程としての政治を理解する上では極めて副次的な意味しか持たない。「政治リテラシーを身につけた人が制度について知る必要があるのは、争点がどんな文脈で発生し影響を受け解決に至るのかを理解するためにだけである」(103頁)。

こうしたクリックの議論は、現代において、一定の説得力を有している。この四半世紀における政治理論の展開を見ても、民主主義を制度でなく過程の問題として捉える動きは、ジェンダーや文化といった争点の政治的な重要性の高まりとも相まって、W・コノリーの多元化論に代表されるような〈差異の政治〉論の台頭へと至った。¹⁸ これら諸理論は、法的制度によって実体的に規定されるものと同様以上に、その外に超え出るものこそが真に重要であるという形で、C・シュミットの「政治的なもの」の概念の再評価を軸としつつ、政治という概念自体の転回をも伴ってきた。¹⁹

クリック自身の立場は、理論的な面において、こうしたポスト構造主義やポスト・マルクス主義のそれ相対に異なっているが、政治を終わらなき価値対立の過程として捉えている点、現実問題について向けている視線自体はさほど変わらないようにも思える。彼の政治観の根底にある最も基本的な要素は、人間社会がそもそも解釈的に理解されるべき領域であるとの認識である。「いたって簡単な話で、価値からは自由になれないのである」(76頁)。だからこそ、相対主義的に偏見が認められるのではなく、上のように、そもそも議論というものが行われることが重要となり、その中で他者の声に耳を傾ける寛容性や分別が要求されることとなる。

ただ、基礎づけの可能性というこの現代思想的な論点において、クリックの理論は限界を有してもいるように思われる。それはつまり、彼の議論が、ある種トートロジー的とも言えるような展開を成しているということである。というのも、彼が要求している寛容とはまさに、シティズンシップ教育の結果として養われる、能動的な市民たる資質の一つと考えられるからである。そうした寛容性を備えて議論を成しうる人間は、既にしてシティズンシップ教育を必要としない人間ではないだろうか。

おそらく、クリックにとっては、寛容性を有していることとシティズンシップ教育によって寛容性が培われることは、先か後かといった問題ではなく、同時並行的な事象なのであろう。ただ、そのとき、——類比が許されるとすれば、J・ロールズにおける「善についての薄い理論」のような——最低限の自由主義的および民主主義的な価値意識は、最初から前提されているように思われる。だとすると、クリックの教育論

18 W・E・コノリー『アイデンティティ\差異——他者性の政治』(杉田敦/齋藤純一/権左武志訳、岩波書店、1998年)、W・E・コノリー『プルーラリズム』(杉田敦/鶴飼健史/乙部延剛/五野井郁夫訳、2008年)。

19 例えば、C・ムフ『政治的なものの再興』(千葉真/田中智彦/土井美徳/山田竜作訳、日本経済評論社、一九九八年)、G・アガンベン『ホモ・サケル——主権権力と剥き出しの生』(以文社、2007年)。基礎づけへ反発する諸々の現代思想が、政治という概念自体の転換に与えている示唆についてより一般的には、例えば、小野紀明「政治概念に関する一考察」『法学論叢』146号5・6巻(2000年)、66頁～90頁。

は、はたして民主主義自体への疑いをいかに教えるのかという点で、いささか判然としないところがある。²⁰ 現行の日本の公民教育も、小学校から高校まで全て、民主主義という発想を基盤にしていることを考えると、日本の教員養成という文脈で彼の理論を応用する際にも、この点を脇へ置くことは適切ではあるまい。

このような原理的な問題に加えて、既に本稿冒頭で述べたように、教員養成という文脈においては、クリックの方策をそれ自体としてそのまま受け容れるわけにはいかない事情がある。彼にとってはいかに副次的なものに過ぎなかったにせよ、制度に関する知識の伝達は、日本の義務教育過程および高校において、現実には、主要な教育目標を成している。クリックの議論は、そもそも、そうした義務教育レベルでのカリキュラム改革論であって、このことをもって彼を批判するのは不当であるが、ひるがえって、彼の論理を日本の大学における教員養成の文脈でそのまま適用することには抑制が必要である。

3 教員養成における応用とその一例

以上のように、クリックのシティズンシップ教育論は、現代の民主主義の在り方および民主主義論とも一定の整合性を持ち、それ自体として説得的な部分が多い。他方、では民主主義自体を批判的に見える視点をどのように養うのかという点では、論理内在的な問題が存在する。また、制度に関する理解をさほど重視しない彼の方策は、日本における教員養成という文脈において、全面的に受け容れてしまうわけにはいかない。この二つの問題を認識しつつ、では、具体的にどのような教育実践が可能であろうか。

まず、後者の問題に対しては、ある種の折衷的な解決策を考えることができよう。つまりは、高校までに知ることとなる諸制度をひとまずは焦点とした上で、ではその諸制度が具体的な過程の中でどのような意味・影響を有しているかを、現代史的な文脈も踏まえつつ扱うというのがそれである。先に触れたクリック自身の言葉でも、制度についての知識の伝達それ自体ではなく、その過程で背後の論争性が閑却されてしまうことが問題だったはずである。

選挙制度を例にとってみよう。一方において、小選挙区比例代表制という現代の制度自体は、高校の公民分野において触れられるところである。他方、この制度がなぜどのような意図で採用されているのかについて、高校の教育課程では、通常、まとまった説明がない。だからこそ、この小選挙区比例代表制という名前も暗記されるだけで終わるわけであるが、小選挙区制は二大政党制を、比例代表制は多党制を促す傾向を持つというデュヴェルジェの法則をその根拠まで遡って提示するだけでも、この問題はいくらか解消しうる。そこから、二つの選挙制度が並存していることの原因について1993年まで遡り、さらには戦後の中選挙区制と自民党一党優位体制との関係へと議論を進めるといったことをするならば、制度自体を一つの争点として捉えるよう促すこともできる。同じように現代史的背景を踏まえて制度自体をめぐる政治過程を描き出すという方法は、議院内閣制や二院制の他、日米安保体制のような対外政策に関わる仕組みについても可能である。²¹

20 クリックの議論とアーレントの教育論を比較した石田雅樹は、能動的市民の創出を目指す前者がその市民に求める政治的コミットメントの度合いの問題を取り上げ、その関連で、学校という制度の中で展開されるシティズンシップ教育が制度への抵抗を教える限界を指摘しているが、政治を利害調整の技法と見る——その意味では民主主義的な——クリックの政治観をこの問いの背景に据えている。石田雅樹「ハンナ・アーレントにおける「政治」と「教育」——シティズンシップ教育の可能性と不可能性」『宮城教育大学紀要』47号（2012年）、27頁～36頁。

21 クリック自身は、「専門的学問としての政治学や教員養成や進学コース高校の授業に役立つかどうか、いささか疑わしい」としている（109頁）が、この点、大学の政治学における知見も、少なくとも入門的なレベルのものであれば、常に有益さを欠くとまでは言いがたい。

民主主義を批判的に見ることができるかという、クリックの方策に関するもう一方の難点についても、この手法を応用することでいくらかは解決が可能と思われる。具体的には、以上のような現行の日本の制度から始め、その背景となる歴史的な過程へと目を向けるといふ施策の延長上において、民主主義を相対化するといふ授業構成が考えられる。言い換えれば、小選挙区比例代表制にせよ、議院内閣制にせよ、代議制民主主義というより大きな制度の下での個別の制度であるが、これら諸制度の政治的な意味を理解した上で、ではその前提にある民主主義自体の政治性とは何かと遡っていくということである。

結局のところ、クリックの議論が民主主義自体の批判に関して限界を有しているとすれば、その原因のいくらかは、逆説的ながら、制度についての理解が副次的なところへ追いやられてしまっていることに存する。彼が制度と過程とを——意識的・無意識的に——二項対立的なものとして捉えるとき、前者は非政治的な領域というよりも政治の前提といふべき位置を占めることとなる。そしてそうした所与の諸制度とは、現代イギリスという彼が属しているところの文脈からすると、民主主義という発想の具体化されたものに他ならない。過程を重視したクリックのシティズンシップ教育論は、いくらかは彼自身の意図に反して、制度をめぐる政治の方を閑却してしまっているものであり、政治に関するやや限定的な理解に立脚していると考えられる。この点、彼の方法論の示唆を制度についての教育へも適用するという上のような方策は、教員養成という文脈において妥当であるばかりでなく、彼の理論の建設的な修正にもなりうると言える。

以上の全体を踏まえると、例えば、政治学の入門講義としては、次のようなものが考えられる。これは、筆者が北海道教育大学旭川校において平成25年度前期に担当した政治学概論に、若干の修正を加えたものである。

01 導入

02 選挙制度は有権者の行動にどう影響しているのか

03 メディアはどのような形でどのくらい世論に影響しているのか

04 国会、内閣はどのような意図で設計されているのか

05 議院内閣制という制度は政策の形成にどう影響するのか

06 構造改革をめぐる1990年代以降の国内政治の流れ

07 第06回で見た問題の背景にある戦後史の流れ

08 対米・対アジア関係をめぐる1990年代以降の日本外交の流れ

09 第08回で見た対米関係方針の背景にある戦後史の流れ

10 第08回で見た対アジア関係方針の背景にある戦後史の流れ

11 地域紛争とテロリズムをめぐる国際政治の流れ

12 これまで見てきた内容を冷戦史の流れから振り返る

13 近代以降の歴史において今日の政治を位置づける

14 民主主義をどう理解すべきか考える

15 まとめ

まず、全体として、国内の話から外交、国際政治の話へと展開していく形をとっており、個人が直接に関わる投票から国内・国際的な制度・構造へと進んでいく。また、それに併せて、扱う内容自体も、次第にそれら制度の前提となっているイデオロギー的な次元へと向かう形になっており、最終的に民主主義自体を議論の対象とすることとなる。各段階で扱う項目については、中学校「社会」の公民分野および高校「政治・経済」の公民分野で扱われるものからいくつかを選定し、最終的には民主主義の問題と結びつくように配置し

ている。その上で、各項目について、制度の概要と意義についての回と、背景にある歴史についての回とがある程度交互に現れる形をとり、全体として、戦後史の通史も俯瞰できるように配慮をしている。日本の現行の教育課程を見た場合、クリックの案によれば利用されるべきところの現代史に関する教育も、そもそも希薄であるという点からして、このように国内外の戦後史を俯瞰しておくことは、それ自体として、学生の知識を補完するという意味も有している。

結論に代えて

以上、高校での教育と大学での学問、高校までの政治教育と大学における政治学との齟齬という点を端緒として、とりわけ教員養成という文脈において、政治学としてどのようなことが扱われるべきなのか、試論を展開してきた。その際、特に、B・クリックのシティズンシップ教育論を一つの手掛かりとして、その方策がどの程度まで教員養成という場面に適用することができるのかを検討した。その上で、具体的には、高校までに扱われる諸制度を起点としつつ、そうした制度それ自体が持つ政治的な効果や、その導入の背景にあった政治的な利害衝突やその構造を取り上げ、さらにはそれら個別の制度を束ねている民主主義自体の政治性へと目を向けて行く案を提示した。

実のところ、このような方法は、教員養成以外の課程における一般的な入門レベルの政治学を、特に歴史的な背景に注意を払いつつ講じるということに過ぎないのかもしれない。ひるがえって、教員養成という場面であることを意識するならば、シティズンシップ教育論の本来の意図はかなりの程度まで抑制した上で、その具体的な知見を、現代史の利用や全体の構成など、いくつかの場面で反映させるに止めるのが有効と思われる。以下では、この方策が持つ長所と短所について、いくつかの留意点を記すことで結論に代えたい。

まず、狭義・広義の制度を出発点として、現代史的な背景へ遡っていくという上の方法は、一方において、地域差にも大きく左右されることなく、既存の知識という意味では身近なところから、より概念的な次元へと視野を広げて行く効果が期待される。他方、それだけに、地域ごとの特色を踏まえた形での身近さを組み込むことには限界もあるかもしれない。しかし、例えば、北海道の場合であれば、戦後史との関係では全国に先駆けての革新道政を、民主主義との関係では政治主体としてのアイヌ民族をとりあげるなど、工夫の仕方がないわけではない。ただ、こうした問題は、より大きなカリキュラム全体との関係から考える必要もあるだろう。

また、時間数との関係からしても、国際的な視野で公共的な意識を養うという面からは限界があると言える。現行の学習指導要領を見ても、とりわけ中学校については、「国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質」が社会科で育成すべき素養とされていることからすると、この点についてはより自覚的に対応することが望ましいのかもしれない。上のアイヌ民族のようなマイノリティー問題の取り扱いも、この点でも一定の効果が期待される。²²

加えて、これら二点とも関連するが、民主主義自体への批判的視点の養成ということからすると、上のようにクリックの限界に対していくらかの修正を試みてなお、心もとないところがあるのも事実である。現実

22 マイノリティーやジェンダーに関する教育を通じて、それらが生み出す階層性を乗り越えた世界市民性の涵養を展望する議論としては、例えば、M. C. Nussbaum, *Cultivating Humanity: A Classical Defense of Reform in Liberal Education* (Harvard University Press, 1997). なお、イギリスの言論状況におけるクリックの位置を考察した次の論考では、彼のシティズンシップ論と多文化主義との関係についても触れられている。平石耕「シティズンシップ——B・クリックの「能動的シティズンシップ」論の文脈」佐藤正志／P・ケリー（編）『多元主義と多文化主義の間——現代イギリス政治思想史研究』（早稲田大学出版部，2013年），187頁～213頁。

に民主主義への代案として説得的なものが存在しないということも理由の一つであろうが、結局、この問題に対する解決は、必ずしも教員養成ということを意識しない場面で行われるべきなのであろう。具体的には、演習の場で民主主義思想の古典を輪読するといった取り組みが想定される場所で、伝統的な型の教養教育は依然として重要であると言える。

最後に、上に提示した案は、当然ながら、そもそも高校までの教育内容に対する理解が一定水準に達していることを前提としている。この点、筆者が実際に授業を行う中でも、その効果についてはばらつきが大きいというのが実感である。結果的に高大の連続性を意識しているがために、高校までの知識が定着している学生ほど、本稿で提示したような構成からは満足が得られるようなのであるが、そうでない学生の場合、出発点の部分で躓いていることも少なくない。こうした問題については、適宜、授業内課題を施し理解を確認しては復習を行うといった形で、以上の方針とは別に教育方法上の工夫で対応しうる部分でもあるが、究極的には、入試制度や初年次教育の在り方など、やはりより大きなカリキュラムとの関係も考えていく必要があるだろう。

(旭川校講師)